

**Peppol e-invoice による付加価値創造事業
(フェーズ2)
仕様書**

デジタル庁

目次

1	調達案件の概要	3
	（1）調達件名	3
	（2）調達の背景・目的	3
	（3）調達の範囲	3
	（4）契約期間	4
	（5）業務体制	4
	（6）全体スケジュール	4
2	業務内容	4
	（1）実証プランの策定	4
	（2）実証実施	5
	（3）実証実施及びその結果の発信	5
	（4）報告の作成	5
3	成果物	5
	（1）成果物	5
	（2）納入方法	6
	（3）納入場所	6
	（4）納入検査	6
	（5）検査職員等	7
4	受注実績等	7
5	競争参加資格	8
6	再委託に関する事項	9
	（1）再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	9
	（2）承認手続	9
	（3）再委託先の契約違反等	9
7	秘密保持に関して	9
8	その他	10
9	本仕様書の内容に関する問い合わせ先	11

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

Peppol e-invoice による付加価値創造事業（フェーズ2）

(2) 調達の背景・目的

インボイスのやり取りを含めて、バックオフィス業務をデジタル完結させることは事業者にとって重要な課題となっている。消費税制度の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の実施も、事業者の実務のみならず経済活動そのもののデジタル完結を加速化させる好機となった。

デジタル庁では、Peppol（ペポル）と呼ばれるインボイスの国際標準仕様をベースに、日本のデジタルインボイス*の標準仕様（JP PINT）を策定し、現在、国内外の数多くのプロバイダーがそれを用いたサービスの展開を進めている。

この Peppol e-invoice**を用いたインボイスのやり取りは、システムとシステムのコミュニケーションとなる。そのコミュニケーションは、請求の情報をデータでやり取りするということだけではなく、その自動処理まで含めたものとなる。その結果、それまでは人が担ってきた作業の一部がシステムにより自動処理されるようになり、例えば、複雑な判断を要しない単純作業の多くはシステムにより完結され、人がそのために費やしてきた時間は相当削減され、効率化が進むこととなる。要すれば、Peppol e-invoice の利用で「売り手」「買い手」双方において請求業務・処理が「楽（らく）」になることが期待されている。

他方、Peppol e-invoice がもたらすベネフィットは「効率化」だけではない。むしろ、「効率化」は「大前提」であり、その先にある新たな“Happiness”（付加価値）をいかにして実現するか、それが重要なポイントとなる。

そのような状況の下、事業者の参加も得た実証を通じ、Peppol e-invoice が単なる「効率化」のためのツールではなく、新たな付加価値をもたらすツールであることを伝えていくことが不可欠であると考えており、本調達を行うこととする。

*デジタルインボイスとは、売り手のシステムから買い手のシステムに対し、人を介することなく連携され、自動処理される仕組みをいう。

**この調達仕様書における Peppol e-invoice とは、日本のデジタルインボイスの標準仕様である Peppol BIS Standard Invoice JP PINT 又は JP BIS Invoice for Non-tax Registered Businesses に対応した請求に係る構造化データ（e-invoice）をいう。

(3) 調達の範囲

本調達の受注者（以下、受注者という）は、30 社以上の実証に参加する事業者（以下、実証参加事業者*という）を募り、その実証参加事業者に対し、必要なデ

デジタルツールを無償提供し、150 件以上のデジタルインボイスのやり取り（クロスボーダー取引に係るデジタルインボイスのやり取りも必ず含む）を行い、それにより新たな付加価値を創造する。その上で、本事業の実施を国内外に積極的に発信する。

*実証参加事業者は、本件に用いられるデジタルツールの既存のユーザーから募ることを基本とするが、新たにユーザーを募るとしても差し支えない。ただし、いずれの場合であっても、受注者は実証参加事業者から本件への参加及びその情報発信について明示的な同意を事前に得ること。

**「既に実装されている」とは、例えば、実在する商取引において事業者に利用されている、などの事実を客観的に確認できる状況であることをいう。

（４）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（５）業務体制

受注者は、後述 2 で示す内容を遂行可能な知識、スキル及び経験を有する者による業務体制を構築すること。また、本業務を遂行するため、受注者は、契約期間の間、Peppol Certified Service Provider としての有効な資格を有し、Peppol サービス（例えば、アクセスポイントサービス）を提供できる体制*を維持する必要がある。なお、デジタル庁職員から常に必要な連絡をとれるよう万全の体制を構築すること。

*受注者自身が Peppol Certified Service Provider であることが原則。ただし、Peppol Certified Service Provider と契約し、自社が提供するデジタルツールがデジタルインボイスの送受信に対応したものである場合も許容する。

（６）全体スケジュール

本調達の業務に係る実施スケジュール案は以下のとおり。

- ア 実証プランの策定（令和 7 年 7 月 31 日まで）
- イ 実証実施（令和 7 年 9 月 1 日開始、令和 8 年 3 月 15 日終了（予定））
- ウ 実証実施及びその結果の情報発信（令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月末（予定））
- エ 報告の作成（令和 8 年 3 月末まで（予定））

2 業務内容

受注者は、以下の業務を行うこと。

（１）実証プランの策定

受注者は、本業務に係る実証プラン案（以下、実証プラン案という）を作成し、前述 1（6）を遵守し、デジタル庁が指定するメールアドレスへ提出すること。

実証プラン案には、実証参加事業者の名称、商取引の概要、本実証においてやり取りさせる Peppol e-invoice の量（想定）、本実証に用いるデジタルツールの概要及びそれを用いることで得られる効率化の定性的評価を必ず記載すること。その上で、効率化以外に、実証参加事業者が得られる具体的な「付加価値」について詳細を記載すること。

なお、実証プラン案の策定に際しては、デジタル庁職員に対し事前に相談し、必要な指示を受けること。

（2）実証実施（＝実装）

受注者は、前述（1）で策定した実証プラン案に基づき、実証を行うこと。その際、受注者は、契約期間の間、実証参加事業者に対し必要なデジタルツールを無償で提供すること。なお、実証は、実在する商取引に係る請求について行うことに留意。

（3）実証実施（＝実装）及びその結果の発信

受注者は、前述（2）の実証実施（＝実装）について、デジタル庁及び実証参加事業者とともに、受注者が所有するプラットフォームやメディア等を利用し、国内外にその情報発信を行うこと（国外発信を行う場合、英文で行うこととする）。また、（4）に示した報告についても、同様に情報発信を行うこと。

なお、情報発信業務の実施については、デジタル庁職員に対し事前に相談するとともに、その内容について必ず確認を受けることとする。

（4）報告の作成

受注者は、前述（2）の実証実施（＝実装）の結果及び前述（3）の情報発信について、報告を作成すること（当該報告を最終的な成果物とする）。

その報告においては、冗長な表現とならないよう最大限の配慮を行うとともに、図表・写真等を用いることでより視覚的に理解しやすいものとする。

また、その報告の中では、「効率化」の要素（例えば、請求処理時間の削減効果など）を定量的に評価するだけでなく、（1）に示した「付加価値」についても具体的に評価し、その内容を盛り込むこと。

3 成果物

（1）成果物

受注者は、前述 2 に示した業務を前述 1（6）に示したそれぞれの納品期日まで

に行い、最終的な成果物を納品すること。

(2) 納入方法

ア 言語

最終的な成果物は、原則、和文で作成することとなるが、デジタル庁職員の指示に基づき、英文で作成することもあり得ることに留意。

イ 表記

用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知）」を参考にすること。

ウ 情報処理に関する用語

情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。

エ 部数

成果物は電磁的記録媒体により作成し、デジタル庁職員から別途指示がある場合を除き、電磁的記録媒体 1 部を納品すること。

オ 電磁媒体の形式

Microsoft Office で作成すること。

カ 元データ

納品後、デジタル庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

キ 情報セキュリティの確保

成果物が不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案するなど、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

(3) 納入場所

受注者は、デジタル庁職員から別途指示がある場合を除き、デジタル庁が指定するメールアドレスに電子メールで成果物を納品する。

(4) 納入検査

ア 検収確認

受注者は、最終的な成果物について、前述 1（6）に示した納品期日までにデジタル庁職員に対し成果物の内容を説明し、検収を受けること。

イ 不合格の場合の対応

検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要

な修正、改修、交換等を行い、変更点についてデジタル庁職員に対し説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

ウ 権利譲渡のタイミング

成果物に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）の取り扱いは契約書の記載のとおりとする。なお、契約書中の「本業務の履行に関連し発生した著作物、発明、ノウハウ、アイデア等」とは 3（1）に示した成果物をいう。また、3（1）に示した成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由により権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全てデジタル庁に譲渡するものとする。

エ 著作者人格権

受注者はデジタル庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

オ デザイン等における他者権利の侵害

受注者は、使用する画像、デザイン、表現等に関し、他者の著作権を侵害する行為を行わないこと。

カ 著作物の複製・改変

デジタル庁は、受注者に著作権が留保された著作物について、自己利用するために必要な範囲で、複製、翻訳または改変できるものとし、受注者は、その利用について著作者人格権を行使しないものとする。なお、これらの許諾の対価は、契約価格に含めるものとする。

(5) 検査職員等

受注者は、デジタル庁が指定する者からの検査要求に対して、必要と認められる合理的な範囲で検査に応じること。

ア 検査職員（人事異動等の場合は後任者等による）

デジタル庁 国民向けサービスグループ 企画官 加藤 博之

イ 監督職員（人事異動等の場合は後任者等による）

デジタル庁 国民向けサービスグループ 参事官補佐 樋口 明日香

4 受注実績等

受注者の要件は以下の通りとする。入札に際し、その根拠を明確に示し、デジタル庁職員の理解を得ること。

- (1) 応札者は、契約期間の間、Peppol Certified Service Provider としての有効な資格を有し、Peppol サービス（例えば、アクセスポイントサービス）を提供できること
- (2) 応札者は、契約期間の間、30 社以上の実証参加事業者を募ることができること。そのうえで、150 件以上のデジタルインボイスの送信又は受信を行うことを保証すること（その際、クロスボーダー取引に係るデジタルインボイスのやり取りも含むこと）
- (3) 応札者は、必要なデジタルツールを既に実装しており、契約期間の間、それを実証参加事業者に対し無償で提供できること。無償提供するデジタルツールが実際に商品化され、ユーザーにより利用されている客観的事実を示すこと（形式・様式自由）
- (4) 応札者は、国内外の事業者に対し、必要な情報を適時に発信できるプラットフォーム等の仕組みを有していること。または、メディア等媒体で発信できる機会がある客観的事実を示すこと（形式・様式自由）
- (5) 応札者は、本業務の成果物に対する対価の支払の請求を Peppol e-invoice で行うことができること。Peppol Participant ID を設定していることを客観的事実で示すこと
- (6) 応札者は、英語などの外国語のスキルを有し、本実証を自律的に実施する能力を有する人材を有していること。なお、外国語のスキルとしては、単に「英語ができる」ということではなく、本実証実施に必要な専門的な事項について、正確な英語でコミュニケーションができること
- (7) 応札者は、Japan Peppol Authority の業務・事業等に対し、協力等を行った実績があること。その客観的事実を示すことができること
- (8) 応札者は、「デジタル庁における入札制限等に関する規程」に基づく入札制限対象企業の指定を受けていない者（入札制限の適用を除外された者を含む。）であること

※URL

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c5d7192e-22e0-4810-8afd-ce83c50af6a4/20220309_policies_procurement_doc_01_1.pdf

5 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている

者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 契約締結日において令和 7・8・9 年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされた者であること。

6 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ア 受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- イ 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ウ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- オ 再委託を行う場合、再委託先が「入札制限」に示す要件を満たすこと。

(2) 承認手続

- ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書をデジタル庁に提出し、あらかじめ承認を受けること（提出方法等は、「9. 本仕様書の内容に関する問い合わせ先」に確認すること）。
- イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面をデジタル庁に提出し、承認を受けること。

(3) 再委託先の契約違反等

- ア 再委託先において、本仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、デジタル庁は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- イ 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

7 秘密保持に関して

- (1) 受注者は、本業務の遂行に当たり、業務上知り得た情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならず、そのために必要な措置を講

ずる。

- (2) 受注者の責任に起因する情報の漏えい等によって損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置を全て受注者が負担する。
- (3) 本項目について、受注者は、本契約の終了後においても同様とする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、仕様書及び提案書に記載されている内容を遵守し、変更する場合はデジタル庁の確認を得ること。
- (2) 本業務の実施に当たって、有識者等への謝金・旅費を支払う必要が生じた場合は、受注者が支払うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっては、監督職員及び監督職員の指定する者の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他必要がある場合は、事前にデジタル庁と協議し決定・解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成しデジタル庁の確認を受けること。
- (5) 本業務において、受注者が使用する事務用品(事務用機器、用紙及び文房具等)については、受注者側で用意すること。
- (6) 本業務を実施するにあたって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む)の流出防止に万全を期すこと。
- (7) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 9 条第 1 項に基づく「デジタル庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(令和 3 年 9 月 1 日デジタル庁訓令第 27 号)第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_ruby_digital.pdf

- (8) デジタル庁及び受注者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、協議のうえ、デジタル庁の指示(書面(電子メールを含む))に従うこと。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。
- (9) 前記の場合における指示事項は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において新たに経費が発生する場合は、デジタル庁と受注者の間で協議のうえ、決定する。
- (10) グリーン購入法に定める特定調達品目については、以下 URL に掲載される

令和7年2月「グリーン購入の調達者の手引き」による各特定調達品目の「判断の基準」を満たすこと。

※URL <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

9 本仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1番3号

東京ガーデンテラス紀尾井町19階

デジタル庁国民向けサービスグループ 加藤 博之

HirKato@digital.go.jp

03-6872-6386